

会議録

会議の名称	令和4年度第2回新城市市民自治会議
開催日時	令和4年8月5日（金）午後6時30分から
開催場所	新城市役所本庁舎4階会議室
会議の次第	1 あいさつ 2 議題 (1) 説明 ① 庁内課長会議の途中経過について ② 自治基本条例に関する市民提案等の取扱いについて (2) グループワーク ① 自治基本条例及び解説書の改正について ② 市民自治会議の役割について ③ グループごとのまとめを発表 (3) 次回の会議について 3 報告
出席委員	鈴木誠会長、前澤このみ副会長、原田守委員、鈴木雅晴委員、清水良文委員、熊谷則之委員、齊藤美代子委員、前沢美津男委員、大中範久委員、丸山幸治委員、加藤稜唯委員、山本青空委員
欠席委員	今泉仁委員、太田幸江委員、浅井架那子委員

1 あいさつ

委員長から簡単なあいさつがされた。

2 議題

(1) 説明

① 庁内課長会議の途中経過について

①「庁内課長会議の途中経過について」ご報告いたします。

新城市自治基本条例に係る課長会議ということで、60名の課長級職員を対象に、6月27日、29日、30日の3日間に分けて実施しました。

事務局からは、新城市自治基本条例について、行政が留意すべき点について説明し、また、自治の推進について、地域自治区制度の導入等について説明がされました。

その後グループに分かれ、市民周知、市民参加の機会の提供等について、これまで実施してきたこと及びそれについて工夫した点、改善点等について話し合いをしました。

また、その話し合いを踏まえ、今後自治基本条例に基づいて情報発信をしていくために、どのように職員へ意識付けしていくかの意見交換がされました。主な意見として出たのは、今回のような課長研修をすることや、全庁的な基準があるとよいといった意見が出されました。事務局としては、自治基本条例に基づく情報発信、市民参加を職員に徹底するための研修や、情報発信の方法や手順、その特徴をまとめ、効率的で適正な情報発信ができるよう職員へ配布していくことを考えています。

今後も引き続き、庶務担当課長会議を開催し、対応について検討していきます。進捗状況については、市民自治会議へ随時報告させていただきます。

② 自治基本条例に関する市民提案等の取扱いについて

②「自治基本条例に関する市民提案等の取扱いについて」説明いたします。今回、要望書が市民自治会議の会長宛に提出されました。

市民自治会議が市長の附属機関ということで、今後このような要望は市長宛にさせていただくようにしていきたいと考えております。

(2) グループワーク

委員がA～Cの3つのグループに分かれ、次の①～③の流れでグループワークを行った。

- ① 自治基本条例及び解説書の改正について
- ② 市民自治会議の役割について
- ③ グループごとのまとめを発表

各グループで①、②について話し合い、③で各グループで話し合われた内容が全

体に共有された。以下は③で発表されたグループごとのまとめの内容である。

【Aグループ】

こちらのグループにつきましては、まず議題1と議題2ということで分けて始める予定でしたが、経験豊富なメンバーが多いので、条例の内容等々の骨子、骨になるところの議題になりました。2番目の議題も合わせての重要な形になり、かなり白熱した形で話が出ました。

出た内容としましては、まず条例と市民自治会議の整合性が、条文の中に書いてあることと実際の動き方と整合性があるのかを問うべきだということでした。

現状では、文言と実際の会議の内容を見比べますと、不整合な部分が多いというふうに感じられました。特に身近な話で言いますと、条文を私もずっと読みましたが、そこに書いてある文言、例えば、「審議」という言葉がどういうことを表してるかということも不明確ではないか。この会議が審議するような立場があるのかどうかという、そういう立場上の問題も明確になっていないのではないか。そうすると、かえってこういう文言自体が違う意味で運用されていくのではないかということでの不整合があるのではないかというような意見が当初出ました。

その後、この市民自治会議の役割というのが、当然市長さんと意見交換をすることもありますが、役割としてどこまでの権限を与えられてやっていくのかという中で、それぞれ意見がございました。

文章的には、諮問を受ける立場であります。自分たちで問題を出して検討し、答えを出して実行するのではなく、あくまで諮問機関として、提示されたものについて審議をしていくというスタンスの会議である。議論の中で、条文からそのように理解をすべきではないかという話になりました。

ですから、逆に言うと、諮問がなければ自主的に審議をして意見を出すということは、条文上不可能なはずである。自主的に審議をして、意見を出すという立場ではないということは、条文上規定されている。そういう基本的なところを話をしながら、ある程度理解はいたしました。

その後出てきたキーワードとしては、今回の議題にあります「情報共有」ともう一つは「実効性」というこの2点についてのいろんな議論をしました。

情報共有につきましては、ホームページから広報ほのか、諸会議の設置がこちらでは決まっていますから、一応方策としては実施がされている。ただ、その運用については、少し疑問な点があるのではないかということでした。

そこで今回一番時間を要しましたのは、実効性というものをどのように捉えているかが一番重要ではないかということです。

実効性が確保できているかどうかというのを、この会議で本来見るべきではないかという意見もあります。

ただ、この市民自治会議は、実効性をチェックするという事自体の権限は、条文にはないのではないかとこのように読み込めると思っています。というのは、そういうことが条文にはないですし、それだけの権限を与えられてないのではないかとこのように、チェックすることそれ自体が不可ではないか。

この市民自治会議としては、市民自治会議で作った条例の条文の実施と有効性のチェックは可能である。例えばまちづくり集会を設置し、実行します。それを実行しているかどうかチェックするという権限は、一応認められている状況ではないかと判断をするということでもあります。

それから、政策の中身のチェックはできません。市民自治会議で様々なことが決まりましたが、それらが実際に政策として挙げられたことが、実行されているかどうかをチェックするという権限もありません。

情報の共有ができるような施策がなされているかというチェックは可能になります。施策が打たれました、こういうことをします。それは広報も含め、一般に広く情報の提供がされているかどうかということは自治基本条例の中で規定がありますので、その部分についてはチェックは可能ではないか。

それから、実効性のチェックは、議会の監査員と、権限を持たされている方しかできないので、そちらにお任せすることではないか。

そういうことで、会議の方の役割と、そういう権限を持つところは違うという中で、実効性の確保のため、実効性をチェックするための方策の条文化が必要ではないかという提案であります。

また、個別の条例につきましては、事前に出された資料等流れておまして、条例についての修正、書き換え等につきましては、また別の機会に細かく詰めていかなければいけないと思っておりますが、私どものAグループにつきましては、根本的なところについて議論がなされました。

以上です。

【Bグループ】

まず議題1の方では、まちづくり集会、若者議会だったり、女性議会、公開政策討論会等が挙がりました。

市民まちづくり集会については、活かすべき点として、市民・議会・行政が参加して意見交換・情報共有ができる場になっている。

改善すべき点で言えば、その場だけでの共有になってしまっているという点が問題ではないかというような意見が出てきました。

ではどうしたらいいかというところで、市民に広く広報し、意見を事前にも含めて求めていくのがいいのではないか。また、当日の参加者が抽選又は先着順になってしまうのも、何らかの形で是正することができるかという意見が出ました。

公開政策討論会の方では、もっと活かすべき点として、市民への情報提供が

きちんとできているのはいいのではないかというような意見が出ております。

若者議会、女性議会に関して改善すべき点として、市民と意見交換をもっとすべきだ、ホームページを見ないと内容が分からない。

また、これをどうするのかというところで言うと、情報を出すタイミング等についてもきちんと解説書の方に載せていくのがいいのではないだろうかといった意見や、出せば良いというものではないというところも、これを書くかどうかは置いてきちんと意識できるようにしていくべきではないかというところ。

あとは、人数が減るというところに関しては、市民の意見を聞く場をしっかりと作ること。若者と市民一般の若者と意見を交換する、女性議会も女性と市民一般の女性と意見を交換する、そういった場をしっかりと作っていくべきなのではないかという話が出ております。

その他、余談的なところで、議員と市民がしっかりと話す機会が少ないことが、こういった問題が出てくる原因ではないかという話が出たり、自治基本条例に関して5年ごとの改正となっておりますが、これは長いのではないかというような意見も出ております。

議題2に移りまして、市民自治会議の役割についてのところでは、このグループはそこまで確立した議論がなかったわけですが、基本的には(3)のまちづくり集会のみが特出して書かれておりますが、これに関しては明記しなくてもいいのではないかというようなことが意見として出ましたので、基本的には(1)と(2)がしっかりと書いてあれば、あとは余計なことを書かなくていいのではないかというようになりました。

以上です。

【Cグループ】

議題の1のところからいきます。

自治基本条例とその解説書の見直しについてというところで、今後も活かすべき点の中で、例えば若者議会、市民まちづくり集会、それから参加の仕組み全体というような意見が出ました。それらについて、活かすべき点としては、若者目線で大人が思いつかないようなことが活かされたりしている。それから情報を共有する機会が多い。また、市民、議会、行政が一同に会して、同じテーマで情報提供を受けたり、意見交換できるのがいい。

市民まちづくり集会、公開政策討論会で特に必要な見直し点があるのかというと、見直しというよりも市民がまちづくりに興味を持つような観点、或いは気軽に参加でき、議会市政に対して意見を発表することができるので良い機会になっているのかなというようなことが出ました。

改善すべき点については、先ほどあったのと同じように、若者議会、女性議会、まちづくり集会、それから、参加協働の原則の中に入っていることについて

て、現状SNSですとか、そういうもので情報を出していった方がいいのではないか。或いは、女性たちの感覚で出てくる意見とか、地域の問題点を発掘した方がいいのではないかというようなことがありました。

運用しやすくするための条例の見直し点は、自治基本条例の原点に立ち返ることが必要ではないか。周知が必要ではないか。或いは小規模なところで情報を共有するような場所、もしくは地域の様々な情報を集めていくようなことができるかという話が出ました。

次に議題の2です。市民自治会議の役割についてということで、今この場では決められないと思うという意見もありました。

ただ、運用の仕方ということになると思いますが、普及についてはあまりできていないのではないかとということ。

それから、(3)にある市民まちづくり集会がありますが、その後できた若者議会、女性議会、公開政策討論会等について、第2条に加える必要があるのかという疑問が出ております。

第2条の(1)のところで、運用及び普及と書いてありますが、これについては前回具体的な事例が一つ出ましたが、ああいう事例を書いていくかと思っています。

条例の文章を直すというよりも、運用の仕方を考える方がいいという意見が出ました。

以上です。

(3) 次回の会議について

会長	<p>今日委員さんの方から、冒頭5分ほど資料の説明をしたいという話がありました。これが実は、今回の検討課題の中の市民自治会議のあり方についてちょうど関わってくることでもあるので、皆さんの了解でお話をいただくことにしたいと思います。</p> <p>それではよろしく申し上げます。</p>
委員	<p>今日までに、私条文をいろいろ読んだり、前回までのお話し合いなどの記録、事務局の方で作っていただいた記録など、何度も何度も読み返しました。</p> <p>それから私としては、会長さんが就任された頃区長をやりまして、会長さんと一緒に1泊の視察旅行等も参加させていただきまして、お名前のおり誠実な会長さんだということで、今日も私の意見発表を承認していただきまして本当にありがとうございます。</p> <p>新城市のホームページ、今朝見たら衝撃の数字が目に入りました。</p> <p>7月に生まれた子どもが男子0人、女子3人。7月の1ヶ月間に合計3人しか生まれてない。</p>

それから、新城市の日本人の人口がついに4万3,000人を切りました。4万2,098人でしたかね。17年前に合併して、なんと、今日までに人口1万人減りました。衰退してると思います新城市が。

もう一つだけ衰退の事例を挙げますと、新城市民の平均所得です。愛知県下54市町村あるんです。新城市民の所得はビリから4位。ビリから4位です。町や村も入れて。

それで、またもや衝撃。今年の4月になんと、新城市の平均所得、市民の収入が豊根村に抜かれてしまいました。あの豊根村。日本全国の中で、一番小さな富山村と合併した豊根村に所得、収入が抜かれてしまった。

新城市がすごく衰退しています。

私は生まれも育ちも新城です。高校も新城。非常にこの衰退を心配しておりまして、何とか食い止めたいということでこの市民自治会議に入れてもらったというようなこともあります。

それで、次に思うことは私の今日までの考えですが、こういう考えもあったということ、皆さんもご承知していただけたらと思います。今年初めてこの会議に出られる方も見えますので、ぜひ参考にさせていただきたいということでお話したいと思います。

よりよい新城づくりのことがいろいろ書かれていて、新城の中心的な条例である新城市自治基本条例というのがあります。

しかし、今述べたような新城市の衰退の現状を見ると、この新城市の自治基本条例は効いていない、機能していない。条例に謳ってあるような世代の引き渡しができるようなまちづくりは、この9年間失敗していると思わざるを得ません。

一方で、ここに市民自治会議というものが設置されております。

これは、自治基本条例によれば、自治基本条例の実効性とか効き目を確保するために設置されたものとありますが、自治基本条例が効いていない、機能していないということは、それを確保するために設置された私達のこの市民自治会議も働いていないということになると思います。

それで、市民自治会議のホームページのトップにこういうふうにして書いてあります。これはとっても重要なことだと思います。

新城市自治基本条例が平成25年4月からスタートし、市民が主役のまちづくりがこのルールにより動き始めて9年が過ぎました。市長はこの条例の実効性を確保するため、市民自治会議を設置して

	<p>います。引き続きこのまちづくりのルールがしっかり守られているかを市民自治会議で審議します。</p> <p>守られているか審議するんだから、この市民自治会議の立場は非常に重要です。</p> <p>ちなみに、傍聴を希望される方は市民自治推進課までお問い合わせください。今日も後ろでたくさんの方が見えます。会場が違うのでまだおられるかどうかわかりませんが、たくさんの方がお見えです。ありがとうございます。</p> <p>私の方で、まちづくりのルールがしっかり守られているかを市民自治会議で審議したかと疑問を持つようになりました。しっかりと審議してあると書いてありますが、今回のように、自治基本条例、市民自治会議条例等の条文、つまり文章ですとか文言とか、それだけの審議に終わって、条例によって具現化されるべき行政が施行する様々な政策の実態を審議してるかどうか疑問です。</p> <p>これについては、私もこのグループワークで少し疑問に思っているところですが、これは昨日までの段階です。</p> <p>繰り返しますが、市民自治会議ページの冒頭部分に、まちづくりのルールがしっかり守られているかを市民自治会議で審議します、とあります。</p> <p>まちづくりのルール、3原則、市民主役、参加協働、そして、本日のテーマにもなっている情報共有が守られているか。違反してるかを審議する。審議した結果を答申、提言するというその市民自治会議の設置目的の原点に返って、新城市自治基本条例の実効性を確保するための活動をしていかななくてはならないと強く思っていますので、実効性を確保するために設置されたということ。</p> <p>これが間違っていればもう駄目なんですけど、実効性を確保するための会議なんですから、実効性の確保は何か、どうしたらいいのかっていうことを今後、この会議で審議していただきたいなと強く思います。</p> <p>長いことありがとうございました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今の指摘も含め、今日の議論の中で出た論点を事務局の方で正確に整理をしてもらいながら、できた段階で私と副会長で確認をし、そして、委員の皆さんにお配りをして次の審議の準備に入りたいと思います。まずそういう方向性について今日はお話をしておきたいと思います。</p>

それから、今の話の中で、この市民自治会議がどういう仕事をしてきたのかということはずっと考えさせられました。

実はこの市民自治会議の設置をしていく条例として、新城市市民自治会議条例という地方自治体の法律があるわけです。

この法律の所掌事務、つまりやるべき仕事というのは、市長の諮問に応ずることがあるんですけども、他にも条例の運用及び普及に関すること。ですから、市長の諮問に答えることとともに、この条例の内容をつぶさに見て、そして検証し、これが市民の参加であるとか、或いは行政の運営であるとか、そういったところにうまく活用されているかどうかということを見届け、検証し、そして、答申、もしくは提言をするということもできると私は思っています。

となると、やはりこの条例の条文と新城市市民自治会議条例が必ずしも整合性を持っていない可能性もある。このあたりも一度丁寧にチェックしておかなければいけないというふうに思います。

市民自治会議が条例に基づいて作られ、そして運用されているのにもかかわらず、これがこの自治基本条例の中でしっかりと実効性を発揮できるような内容になっていないとすると、これはもう大問題なので、ここをしっかりと見ていかないといけない。

従来は、特に条例の第6章の中の、参加の仕組みのところについて我々は、諮問を受けたり、或いはぜひここは検討したいという提案を事務局にしたりして、諮問を受け、地域自治区であるとか市民まちづくり集会であるとか、そして公開政策討論会であるとか、様々なことについて必要性、効果、それから他の自治体の取り組みの成果と比較し、相対化して新城はどうなのかということを検証してきました。

こういうところをやってきた。それで、何が問題なのか、どう改善すべきなのかということを、市長に対して、そして市長から所管部局の方に提案してもらったりということもやって、確認をしてきました。

しかし、今回は、この条文が市民にとって使えるものなのか。そして、しっかり活用できる、そういう内容になってるかどうか。このあたりを検証しなければいけないと。もう一つは、今日の冒頭の説明にあったように、行政の仕事にこの条例の趣旨がしっかりと活かされているかどうか。活かされているとしたら、どういう工夫をもってできているのか、逆にできてないとするならば何が原因なのか。これを今回の議論の中で明らかにしていき、そして市長に答申をし

	<p>た方がいいというふうに、皆さんのお話を聞いていて痛感しました。</p> <p>今回、第1回の資料で出された約24の条例と、それから条例に即した主な計画、すべて検証してきました。そうするとその中で、市民の参加の仕組みに関わること、さらには、市民参加のとらえ方が、実は様々なんです。</p> <p>ですので、この条例を基にしていろいろ描かれているけども、読んでいくと、必ずしも条例の趣旨をそのまま受けとめられるような内容になっているかどうかというのは少し疑問を感じるところもある。</p> <p>それで、このあたりはどういう点なのかということは、また皆さんに次回か次々回ぐらいにお知らせできるように準備をしたいと思っています。</p> <p>やはり新城市のまちづくりに関わる様々な施策、行政の仕事が、この条例の、今日議論していただいた4条、6章すべて、20条、21条というところで、しっかりと実効性を持っているかどうかというのは見ておかなければいけない。</p> <p>あわせて、この24条の市民自治会議というのは、先ほどの市民自治会議条例に則して書かれているかどうか。これも検証しておかないと、という視点を今回持って見届けています。</p> <p>今日の皆さんのお話は、その内容に一部関わるところが随分あったので、ぜひ次回に向けての論点整理で活かさせていただきたいと思います。しばらくお時間をいただきたい。よろしくお願ひします。</p> <p>そういうお約束をして、まず皆さんに感謝申し上げたいと思います。</p>
--	---

3 報告

(1) 第11回市民まちづくり集会

日時：9月23日（金・祝）午後1時30分から午後4時30分まで

場所：新城文化会館 大会議室

テーマ：旧新城東高等学校跡地について

(2) 第8期若者議会（中間報告）

日時：8月24日（水）午後7時から午後9時まで

場所：新城市役所4階会議室

内容：政策中間報告・意見交換

(3) 令和4年度つながる地域と若者の輪

日時：7月17日（日）午前10時から午前12時まで

場所：新城市役所4階会議室

内容：若者議会の委員と地域の課題に対する解決方法等を検討

閉会